尼崎市が認定を行うときの適用基準

	認　　定	適用する基準
障害者	⑴ 知的障害者（軽度・中度）に準ずる	適用しない。
	⑵ 身体障害者（３級～６級）に準ずる	・６５歳以上の要介護１～３の者（うち、障害老人の日常生活自立度ＢまたはＣの“寝たきり状態”で、かつ、その状態が、６か月以上続くと認められる者を除く）
特　別 障害者	⑴ 知的障害者（重度）に準ずる	・６５歳以上の要介護４または５の者（うち、障害老人の日常生活自立度Ｂ又はＣの“寝たきり状態”の者を除く）
	⑵ 身体障害者（１級、２級）に準ずる	・６５歳以上の要介護４または５の者で、障害老人の日常生活自立度ＢまたはＣの“寝たきり状態”の者
	⑶ ねたきり老人	・６５歳以上の要介護１～３の者で、障害老人の日常生活自立度ＢまたはＣの“寝たきり状態”の者のうち、その状態が６か月以上続いていると認められる者

＊　上記適用基準に基づく障害者控除対象者認定は、その年の１２月３１日の現況により行うこととする。ただし、年途中において、死亡又は出国している場合は、死亡又は出国した日とする。